

道路占用許可申請【新規・変更・継続】

概要	兵庫県丹波土木事務所が管理する道路区域内に一定の工作物、物件または施設を設け、継続して道路を使用される場合は、占用申請が必要です。一定の工作物、物件または施設を占用物件と言います。
提出先	丹波土木事務所管理課 電話番号(直通) 0795—73—3835 郵便番号 669-3309 兵庫県丹波市柏原町柏原 688

1 新規申請

占用しようとする路線において初めて許可を受ける場合です。申請書に以下のものを添付してください。

(1) 占用場所について必要なもの

- ア 位置図・・・縮尺1/5万の地図又は見取り図に占用場所を朱書きしたもの
- イ 平面図・・・縮尺1/100から1/500までのもの
- ウ 断面図・・・縮尺1/100のもの
- エ 実測求積図・・・縮尺1/100から1/500までのもの

(2) 占用物件について必要なもの

- ア 平面図・・・縮尺1/10から1/50までのもの
- イ 断面図・・・縮尺1/10から1/50までのもの
- ウ 側面図・・・縮尺1/10から1/50までのもの
- エ 設計書・仕様書

(3) その他に必要なもの

- ア 道路復旧及び交通確保に関する経費見積書、設計書及び仕様書
- イ 権利を有する第3者の同意書等、その他必要と認める書類 Word

2 継続申請

期間更新をする場合です。申請書に以下のものを添付してください。

- (1) 位置図・・・縮尺1/5万の地図又は見取り図に占用場所を朱書きしたもの
- (2) 前回許可指令書の写し
- (3) 権利を有する第3者の同意書等、その他必要と認める書類 Word

変更申請

既に受けている許可の数量や物件など内容の変更をする場合です。申請書に以下のものを添付してください。

(1) 占用場所について必要なもの

- ア 位置図・・・縮尺1/5万の地図又は見取り図に占用場所を朱書きしたもの
- イ 平面図・・・縮尺1/100から1/500までのもの
- ウ 断面図・・・縮尺1/100のもの
- エ 実測求積図・・・縮尺1/100から1/500までのもの

(2) 占用物件について必要なもの

- ア 平面図・・・縮尺1/10から1/50までのもの
- イ 断面図・・・縮尺1/10から1/50までのもの
- ウ 側面図・・・縮尺1/10から1/50までのもの
- エ 設計書・仕様書

(3)その他に必要なもの

ア 道路復旧及び交通確保に関する経費見積書、設計書及び仕様書

イ 変更理由書

ウ 権利を有する第3者の同意書等、その他必要と認める書類 [Word](#)

注)変更の場合、申請書等は従来を朱、変更後を黒、図面は従来を黒、変更後を朱書とすること。

様式	許可申請	道路占用許可の申請様式です。新規、継続、変更の該当箇所に○を付けてください。	Word
	損害賠償責任負担請求書	工事に起因して県や第三者に損害が発生した場合の責任負担について提出していただきます。	Word
	委任状	申請手続きを第三者に依頼される場合添付してください。	Word
	同意書	権利を有する第3者がいる場合に必要です。	Word
	廃止届	占用物件がなくなる場合に必要です。	Word
	変更届	期間延長など軽微な変更の場合に提出いただきます。内容変更の場合は変更申請が必要になります。	Word
	占用権承継届	相続や法人の合併などにより地位を承継する場合の申請です。	Word
	占用権譲渡許可申請書	第三者に占用する権利を譲渡する場合の届です。	Word